

# 女性活躍PR動画の作成企業等募集要項

## 1 趣旨

県では令和4年度、いわて女性活躍企業等認定制度の取得促進及び若年女性の県内定着を目的として、女性活躍やワーク・ライフ・バランス、働き方改革に取り組む企業等の取組や社内の雰囲気や伝わるような動画を作成し、大学生や高校生等に広く情報発信を行うこととしており、この動画を作成する対象企業等を募集するもの。

## 2 対象企業

岩手県内の女性活躍やワーク・ライフ・バランス、働き方改革に取り組む企業等  
10社

## 3 動画の作成について（予定）

- ・ 県が企画コンペにより選定する事業者が委託により動画を作成（県が委託料を負担）
- ・ 1社あたり2～5分程度で、企業の取組や社内の雰囲気を伝える内容とする。
- ・ 動画は、県のホームページ「いわて女性の活躍応援サイト」、「シゴトバクラシバIWATE」、ふるさといわて定住財団のホームページで公開
- ・ 自社のホームページ等での公開可

## 4 応募要件

次の(1)から(3)までの要件をすべて満たすこと。

(1) いわて女性活躍企業等認定制度（ステップ2）の認定企業等であること。

(2) 次のア～キのいずれかに該当していること。

ア えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等

イ 令和3年度男性社員のワーク・ライフ・バランスモデル創出事業実施企業等

ウ 令和4年度男性社員のワーク・ライフ・バランスモデル創出事業応募企業等

エ いわて子育てにやさしい企業等認証制度の認証企業等

オ くるみん・プラチナくるみん認定企業等

カ いわて働き方改革推進運動参加企業等

キ いわて働き方改革 AWARD 受賞企業等

(3) 次のア～エに該当していないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

ウ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者

等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している。

※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

## 5 応募方法

応募用紙（別紙様式）に記入のうえ電子メール又は郵送にて提出のこと。

※ 応募用紙のデータは県ホームページから入手できます。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1055927.html>

### 【提出先】

E-mail AC0006@pref.iwate.jp

郵送先 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

若者女性協働推進室 女性活躍支援担当宛

## 6 応募締切

令和4年6月3日（金）〔必着〕

## 7 選定

県で応募用紙に記載された内容及び4(2)の取組状況等により審査のうえ選定し、選定結果を6月24日（金）までに通知する。

## 8 問い合わせ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当

TEL 019-629-5348 E-mail AC0006@pref.iwate.jp